

**武蔵野市第五期基本構想・長期計画 計画案**

**（たたき台 110817 版）**

## 第1章 市勢

### 1 概要

本市は、区部と多摩部の接点にあり、奥多摩や島しょ部を除くと東京都のほぼ中央に位置している。市域は東西 6.4km、南北 3.1km、面積 10.73 平方 km と自体体としては狭小であり、地形は総体的に平坦である。

人口は外国人登録数を含め 13 万 8,307 人（平成 23 年 4 月 1 日現在）であり、昭和 40 年代から 13 万人台でほとんど変わっていない。全域が既成市街地化しており、人口密度は大変高く、開発する余地はほとんど残っていない。

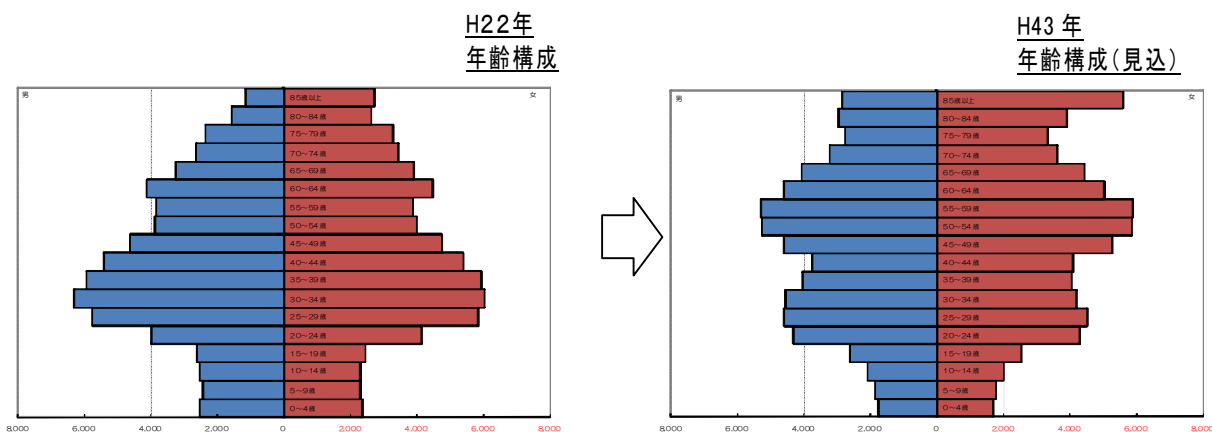
市内には、JR 中央線の三駅（吉祥寺、三鷹、武蔵境）を有するとともに、吉祥寺駅には京王井の頭線が、武蔵境駅には西武多摩川線が乗り入れている。南北方向の移動はバス交通が担っていると同時に、ムーバスが公共交通の空白地帯を補完している。そのため、公共交通の利便性は良く、緑豊かで閑静な住宅地の広がりとともに、都内有数の商業地や企業の先端的研究施設、多くの大学などを有していることから、昼間人口は夜間人口より多いなどの拠点都市としての性格を有している。三駅を核として特色のあるまちが形成され、緑豊かな魅力のある都市として発展してきたことから、様々な調査で住みたいまちとして高い評価を得ている。

一方、下水道をはじめとする都市インフラは、早期に完成したことから他自治体よりも早くリニューアルの時期を迎えており、今後の都市のあり方等を考えながら取り組んでいく必要がある。

### 2 将来展望

#### 1) 人口構成

本市で実施した将来人口推計によると、現在の人口約 13 万 5 千人が大規模な土地の再利用（集合住宅化・高層化等）により、平成 30 年には約 13 万 9 千人まで増加した後、減少期に移行し、平成 43 年には約 13 万 7 千人になると推計されている。現在の人口構成は、14 歳以下の年少人口は 10.8%、生産年齢人口（15～64 歳）は 69.0%、老年人口（65 歳以上）は 20.2% に達している。今後、高齢化率は、平成 32 年には 23.3%、平成 43 年には 26.7% に達し、超高齢社会が到来すると予測されている。一方、未就学児数については、大規模開発に伴い平成 24 年度までは増加するものの、その後は、減少基調となる。このように、年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加することにより、下図のとおり、退職した高齢者の比率が高まり、現役世代が減少するなどの世代間のアンバランスが生じ、様々な問題が発生することが予想される。また、世帯当たりの平均人口は 2.0 人/世帯をすでに割っているが、単身世帯の増加傾向は進んでおり、世帯当たり人口も低下するものと予測されている。

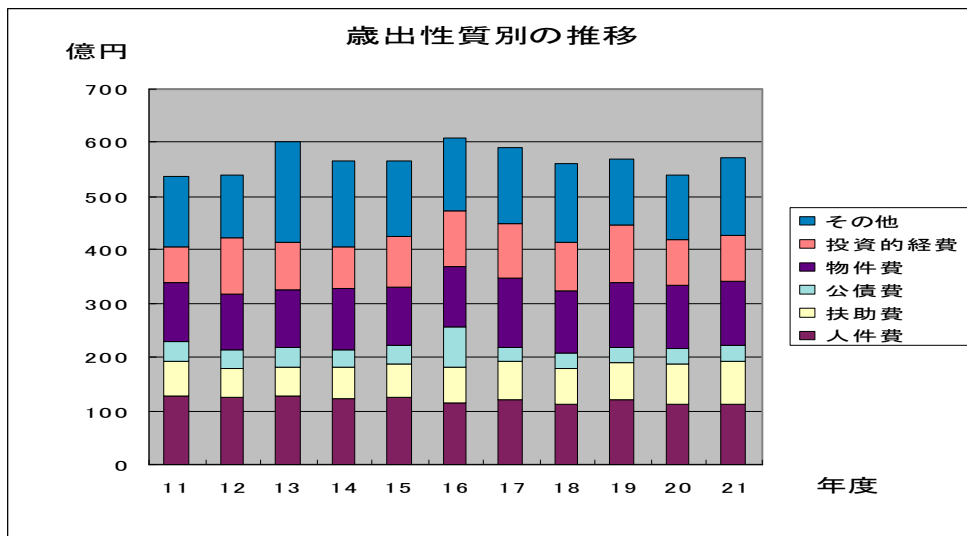


2) 財政計画

① 財政の状況と課題

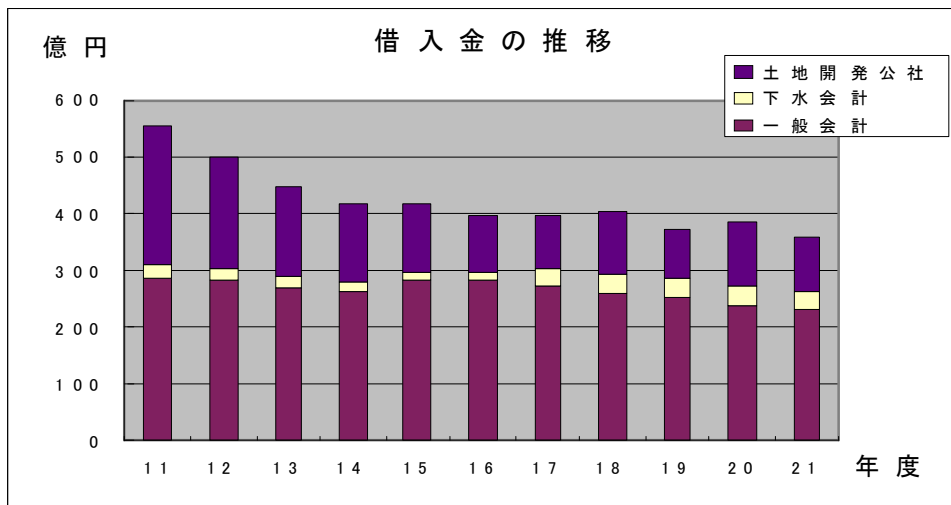
本市は、今日まで健全な財政を維持しており、歳出は毎年約 540～570 億円を推移している。市民の担税力は比較的大きく、歳入(平成 21 年度決算 605 億円)のほぼ 30%が市民税、23%が固定資産税によるものである。市税収入はこの4年間 360 億円を推移しており、平成 21 年度末現在で、基金積立金は約 280 億円、借入金(借金)は約 230 億円(下水道会計、土地開発公社含めて約 360 億円)となっている。今後は、歳出において、扶助費や物件費等の経常経費の増加を、どの程度抑制していくかが、大きな課題のひとつである。

歳出性質別の推移



② 財政見通し

歳入において、市税は、当面の間増収が期待できる状況ではない。また国庫補助金についても、国の一括交付金化の動きが市の歳入にどう影響するか不透明な状況である。歳出については、新クリーンセンター(仮称)施設建設や老朽化が進む公共施設の保全経費等が予定され、基金の取り崩しと借入金(借金)の増大を視野に入れる必要がある。今後の財政状況は、依然厳しい状況が続くと考えられる。



## 第2章 長期計画策定方式

### 1 武蔵野市方式の継承

本市では、昭和46年に策定した第一期以来基本構想・長期計画を、総合計画型地域づくりのための自治体計画として定めてきた。市民委員による策定委員会を中心とした市民参加・議員参加・職員参加により策定を行ってきており、本計画でもその策定方式をはじめとする武蔵野市方式を継承する。

また、市民参加・関係者参加・専門家参加により策定された個別計画との整合性を重視するとともに、公募市民による「武蔵野市の将来を考える市民会議」、無作為抽出市民によるワークショップ等により多様で広範な市民参加の機会を設定するなど新たな試みも取り入れ、多くの市民の参加により計画を策定した。

#### 《武蔵野市方式について》

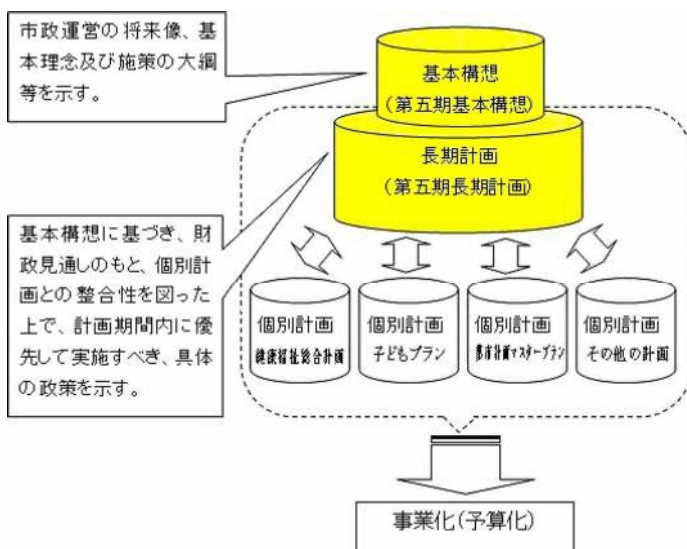
武蔵野市方式とは、市民参加、議員参加、職員参加による策定だけではなく、下記のような、基本構想・長期計画を中心とした計画的市政運営に関するシステムのことをいう。

- \* 策定作業前に、地域生活環境指標及び人口推計等の調査を実施し公開するとともに、市政アンケート及び市民意識調査を実施することで市民ニーズを把握
- \* 市民委員による策定委員会を設置
- \* 基本構想・長期計画・実施計画の三層の計画を一体・同時に検討・策定
- \* 市民参加、議員参加、職員参加により策定
- \* 市民参加のために討議要綱及び計画案を市報で全戸に配布
- \* 策定後は、各市民委員会や市民参加により長期計画を実現
- \* 市長及び市議会議員の任期に合わせた4年ごとのローリング方式による実効性の担保
- \* 基本構想・長期計画と予算・決算の連動
- \* 事業実施にあたり職員の法務能力向上のため例規類集を毎年改定
- \* 長期計画に基づき毎年主要事業を指定し進行管理を実施

### 2 基本構想・長期計画の役割・位置づけ

本市では、基本構想・長期計画と各政策分野で定める個別計画が、基本構想・長期計画に収束する形で計画体系を構成しており、これらの計画体系に基づき総合的かつ計画的に市政が運営されている。

個別計画は、健康福祉総合計画・子どもプラン・都市計画マスタープラン等をはじめとして各施策分野における課題に応じて定められたものであり、現在、約40の計画がある。それぞれが専門家、関係団体、市民等の参加のもと策定されたものである。これらの計画は、策定根





## 4 進捗管理と評価

### 1) 進捗管理

本市では、予算の編成にあたり各部課から行われる予算要求は、制度上新たに実施する必要がある事業等を除くと、基本構想・長期計画（以下は長期計画とする。）に基づくとが基本的条件とされている。また、第一回市議会定例会で、市長が予算案とともに示す「施政方針並びに基本的施策」の「主要な施策」は、長期計画に基づきながら構成されるのが通例になっているとともに、「予算の概要」等の参考資料は、「施政方針並びに基本的施策」に基づき構成される。予算案は市議会で審議され議決された後に、事業となって具現化されることになる。このように、長期計画に基づき事業が実施されている。

毎年度の決算時に作成される決算附属資料の「主要な施策の概要と成果の一覧」は、長期計画の施策の体系に沿って構成されている。また、毎年度作成されている事務報告書は、歳入歳出決算書・決算事項別明細書に沿って構成されることから、決算を通して市政及び長期計画の進捗状況は概観できるようになっている。そして、これらの資料を基にして、議会において決算の認定が行われている。

このような決算及び予算編成過程などから、市役所内には長期計画の規範性が浸透している。各部課で個別計画を策定する際には、長期計画との関係性に留意することは恒常化しているなど、市職員一人ひとりの行動原理にもなっている。

このように、基本構想・長期計画を規範とした市政運営が行われているとともに、昭和48年に定めた武蔵野市主要事業等進行管理規定に基づき、長期計画に示された事業等の中から市長が指定した事業について、事務報告書に示すとともに、執行計画書及び執行状況報告書を市長に提出することが定められており、市長による進行管理が毎月行われている。

### 2) 評価

行政の施策は、単に時流に乗って実施されるのではなく、その多くが綿密な調査等を経たうえで継続的に実施することを前提としていることから、短期的な評価は、施策本来の価値等を示さない面がある。また、基本構想・長期計画の計画期間は10年であること及び個別計画のように個別具体的に事業等を定めるのではなく、事業を束ねる施策のあり方や、施策の方向性等を示すものであることから、その評価は計画期間を通じた結果として判断されるべきである。

そのため基本構想・長期計画の評価は、次の長期計画若しくは調整計画の策定作業において斟酌する必要があることから、計画のローリング時に策定委員会により実施されている。

評価の概要を次項に掲載しているが、その全文については市ホームページにも掲載されているので、参照していただきたい。



## 第3章 これまでの成果

### 1 第四期基本構想(平成 17～26 年度)の実績と評価の概要

第四期基本構想は、「都市の窓を開こう」「新しい家族を育てよう」「持続可能な社会をつくろう」という目標を掲げて、平成 17 年度にスタートした。主だった取組みとしては、地域リハビリテーションの実現に向けた事業の連携、認可保育所や認証保育所の新規開設などの待機児童対策及び子育て支援、環境への取組みやごみ減量の実践、まちづくり条例の制定や「緑のネットワーク」の推進などによる総合的なまちづくりの実践、市民協働サロンの開設、計画策定への公募市民の参加や NPO 等による市民活動の広がりなどが挙げられる。

この計画期間内には、国による三位一体の改革や民主党政権の誕生といった政治状況の変化、世界的な金融危機によってもたらされた経済状況の変化、急速な少子高齢化の進展などから、将来に対する不安の増大など、本市を取り巻く社会環境には様々な変化があった。また、近隣関係の希薄化による子育て世帯や高齢者世帯の孤立化に対する懸念、都市インフラの老朽化、地域活動の担い手の不足等、第五期基本構想にも引き継がれる課題も発生した。

総合的に勘案すると、第四期基本構想に基づき、健全な財政運営を維持しながら事業を着実に実施してきたことや、各課題に対する取組みを積み上げてきたことが評価される。

### 2 第四期長期計画・調整計画(平成 20 年度～)の実績と評価の概要

本市の計画策定における公募市民の参加が定着するなど、市民と一体となった市政運営や市民との協働が一層推進された。また、認可保育所・認証保育所の新規開設、中学校給食の実施、吉祥寺駅前・三鷹駅前の歩道駐輪場の廃止による良好な歩道環境の実現などは、特筆すべき成果といえる。このほか職員定数削減や財政援助出資団体等への事業委託化など、行財政改革にも大きな前進がみられた。これらの点は評価されるべきである。

一方、地域リハビリテーションの実現への取組みに代表される、分野や制度の枠組みを越えた取組みや多様な主体と市との連携は、今後一層進める必要がある。また地域のコミュニティ活動や課題解決力の低下はどの分野でも共通した課題となった。家庭ごみ排出量については、一定の目標を達成したが、新クリーンセンターの稼働までに、さらなる抑制に取り組む必要がある。保育園待機児童解消へも取組みを強化する必要がある。武蔵境駅圏では、JR中央線等連続立体化によるまちの一体化、三鷹駅圏では長らく未利用だった土地における民間開発、吉祥寺駅圏ではF&Fビルのコピス吉祥寺としてのリニューアルや吉祥寺駅大改修工事などがあったが、これらを今後のまちづくりにつなげていく必要がある。(社)日本ファシリティマネジメント推進協会から、本市の公共施設の保全計画等についての取組みが認められ、表彰されたことは評価できるが、公共施設の老朽化等が進んでおり、今後、これらの施設や都市基盤のリニューアルに本格的に取り組む必要がある。

## 第 4 章 基本的な考え方、市政を取り巻く主な動向、基本課題

### 1 計画策定にあたっての基本的な考え方

#### 1) 市民自治の原則の継承

市民自治の原則とは、市民こそ地方自治の主権者であり、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うことをいう。昭和 46 年に策定した第一期基本構想・長期計画において、市民自治が長期計画の原理とされ、以来 40 年間にわたって武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた。本計画においてもこの原則を継承する。

#### 2) 計画的な市政運営

少子高齢化や拡大・成長型から低経済成長社会への移行などを背景として、さまざまな面でこれまでとは異なる社会状況になると予測されている。このような社会の変化を乗り切るためにも、今後とも基本構想・長期計画に基づき計画的な市政運営を推進していく。

#### 3) 市民生活視点の重視

地域で起こる公共課題は、福祉・健康・教育・子育て・環境・防災・都市基盤など行政の制度や市役所の組織と合致している場合だけではなく、行政の分野などを超えて発生する事例が多数ある。そのため、常に「市民生活にとって解決すべき公共課題は何か？」という視点に立って課題をとらえ直すこととする。

#### 4) 広域連携の推進

今日、地方自治体には自律とともに、独自の政策や市政運営が求められている。一方、災害時におけるリスク管理や、道路や上下水道などネットワーク機能が重要な都市基盤整備だけでなく、自治体クラウドの活用による業務の標準化など、自治体間連携の必要性が高まっている。今後も、効率的な自治体運営などの観点から、自治体間相互の連携を推進していく。

#### 5) 持続可能な都市の構築

市民が安心して住み続けることができるための環境や都市構造における持続可能性、地域社会（コミュニティ）や地域経済面での持続可能性及び自律的な行政運営と健全な財政運営による行財政面での持続可能性の、3つの側面により持続可能性を高めていく。



## 2. 市政を取り巻く主な動向

### 1) 状況等の変化

今日、日本は様々局面で転換期を迎えている。日本国内の状況はもちろん、世界の中での日本の位置づけ等についても、これまでのトレンドでは考えられない面が多々ある。そこで、第五期基本構想・長期計画の策定及び実施にあたり、考慮すべき主な動向を列挙する。 \*グローバル化の進展 \*ユビキタス社会とICT活用の普及 \*成長・拡大型社会からの転換期 \*省エネルギー社会への移行 \*ワークライフバランス(ライフスタイル)の認識 \*都市におけるコミュニティに関する意識の変化 \*少子高齢社会の進展(人口構成の変化) \*単身世帯の増加と晩婚化・非婚化(世帯構成の変化) \*自治体(長と議会の関係)のあり方に関する関心の高まり \*成熟社会における都市機能の更新 \*財政規律の重視 \*市政への要望の変化(市民意識調査等各種調査)

### 2) 本市における東日本大震災の影響

平成23年3月11日発災した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらした。今後、震災地の復興とともに、新たな国づくりを、日本全体の総意のもとで進めていく必要がある。また、本震災は、日本全体の様々な活動や日本で生活する多くの市民のマインドにも変化をもたらした。本市は、本震災の直接の被災地とはならなかったが、様々な局面で生まれた変化などについても考慮する必要がある。

#### (1) 基礎自治体の責務

本震災では、国のあり方とともに市民にもっとも身近な自治体のあり方も問われている。地方自治体の最も重大な責務の一つは市民の安全の確保と安心感の担保である。そのため、市民と市の間での情報伝達が重要であるとともに、緊急時などにおける関係機関等との密接な連携等についても、あらためて検証する必要がある。また、市政運営のリスク管理の面では、緊急時の業務継続計画(BCP)についての再検証が必要である。

#### (2) 省エネルギー型社会の構築

日本はエネルギー資源が潤沢ではないが、福島第一原子力発電所の事故は、エネルギー問題にも大きな波紋を投げかけた。エネルギー政策は国レベルで議論が行われ方向が示される問題であるが、地域のレベルでもエネルギー問題にも関心が高まるとともに、省エネルギーなライフスタイルや社会活動への移行が進んでいる。

#### (3) 地域コミュニティのあり方再考

地域での隣人関係が薄れ、テーマ別の地域活動などに地域の関係性がシフトしている状況の中で、本震災は発災した。そのため、あらためて近隣関係や地域コミュニティなどへの視点の回帰が起こっている。このことは、危機管理時における関係性だけでなく、地域社会のあり方を再考するものである。

#### (4) 経済再興と復興支援

今後、被災地の復興とともに、日本の社会全体に関する様々な面で地域づくりや国づくりが行われていく。その際、必要な投資は国民全体での合意の中で行われるものであり、必要とされる投資の反面、各地域での自立・自律が求められることになる。このことも一つの契機としながら、地方自治体としての自立を志向するとともに、このことが復興支援にもつながるものと自覚する。

### 3. 本計画期間における基本課題

本計画期間の市政運営上避けては通れない基本課題は以下のとおりである。これらは各分野に共通する課題でもあり、これらの基本課題の解消は、本計画期間の基本的な目標でもある。

#### 課題A 地域社会・地域活動のあり方

全市域を網羅する町内会のない本市では、市民が自主的に構成する運営協議会によりコミュニティセンターの運営が行われてきた。一方、防犯・防災、福祉、子育て支援、青少年の健全育成、環境、まちづくりなどの地域の課題解決は、民生委員、消防団などの行政委嘱型の市民活動とともに、多様な団体、NPO が担ってきており、これらの活動は大きな成果を上げてきた。

しかし、今日近隣関係はいっそう希薄化しており、「最も身近な暮らしの場である地域社会にどのような隣人関係を望むのか」、「安心して住み続けることができる地域社会とはどのような社会なのか」など、地域が目指すべき社会像が共有されていない状況にある。このことは地域づくりにおける大きな課題の一つであり、東日本大震災以降、あらためて問い直されていることでもある。地域社会像は地域固有のものであり、コミュニティ構想をベースとしながら、時間をかけて、様々な場面を通じて議論を行っていく必要がある。そして、地域ごとに自己決定される地域社会像は、決定に対する責任が発生するものであるとともに、市全体で尊重されるものであり、地域づくりに反映されなければならない。

一方、地域活動は多様化しているが、活動に加わる市民に広がりが見られないことや、役員等のリーダーの高齢化・固定化や活動に対する負担感の高さに起因する担い手不足が共通の課題となっている。市民意識調査等によると、地域への関心や地域活動への参加意欲が高い市民は多いが実態の活動につながっていないことや、活動におけるマネジメントの観点などを総合的に勘案しながら、地域活動への参加を促す仕組みづくりや活動の活性化等に、継続的に取り組む必要がある。

地域社会像の確立や、地域活動の活性化は、一朝一夕になされるものではなく、さまざまな機会を通じて議論を深めるとともに、市民・団体・市が連携しながら努力や方策を積み重ねていく必要がある。情報提供などを通じて、身近な地域には自分にできることを提供する多様な「出番・場」があることの理解を市民一人ひとりに促すとともに、地域を担うのは市民自身であることを再確認しながら、地域社会像の共有化と地域活動の活性化を推進していく。

## 課題B 公共サービスの連続性と情報連携のあり方

本市の公共サービスは、高度化・専門化を遂げる一方で、サービスの担い手の多様化も進んだこと等により、よりきめ細かい取組みを実現する方向に変化してきている。しかし、このような多様化が進んだ一方で、サービスの包括化や連携が不十分なこともあり、サービスの受け手である市民にとっては、「公共サービス間の連携や継続性が見えない」という不安を感じる要因になっているとともに、各サービスの提供者である市、関係機関や関連団体などにとっては、それぞれが提供するサービスにおける連携等を図りにくい状況になっている。

近隣関係の希薄化等により、地域の情報や公共サービスに関する情報が、市民の間を流れにくくなっているとともに、個人情報保護意識の高まりにより、サービスの連携のために必要な情報も、サービス供給者の間で共有することが困難になっている。このような状況が進めば、市民が地域で暮らしていくために必要な情報が、受け手にも担い手にもますます届かなくなってしまうことになる。

市民一人ひとりが、地域や社会との関わりを実感するとともに、安心して生活をおくれる環境を構築する必要がある。例えば、障害のある人が安心して本市に住み続けられたり、安心して子供を育てていくためには、将来への不安を少しでもやわらげる必要があり、個々の施策の充実に加え、サービスの受給者と供給者間の接触面（＝インターフェイス）を重視し、サービスの包括性と継続性を一層高めていくことが重要である。すでに福祉分野では、地域リハビリテーションの理念に基づき取組みが始まっているが、市民のニーズに的確・迅速に responding していくため、各分野において、また分野を超えて、行政や関係機関だけでなく、ボランティアや NPO など多様な主体間の連携を促進し、提供される公共サービスを横断的・連続的に一覧できるようにするとともに、個々の公共サービスの連動性や補完性を高めていく。そのためには、適切な個人情報保護を前提としながら、必要な情報の共有化について検討を進めていく必要がある。また、情報をメールマガジン、メーリングリストなどの手段を通じて登録者に提供するなど、必要な情報を必要とする市民に確実に届ける仕組みの整備も進める。

需要の変化を適切に捉え、求めに応じた臨機応変な情報提供と施策を講じ、かつ限られた財政計画の中で、効率的な行政サービスの提供を行っていく必要がある。そのため行政の職員及び関係者の、コミュニケーションスキルをはじめとする多様な能力について、さらなる向上を図っていく。

## 課題C 市民施設ネットワークの再構築

第一期長期計画以降、市民施設ネットワーク計画等に基づき、市民サービスの提供と地域の活動の拠点となっている公共施設の整備を着実に進めてきたことにより、豊かな地域生活を支ええる一因となってきた。その結果、現在では130施設、総床面積32万㎡に達している。

しかし、施設の老朽化、行政需要の変化、新たな行政課題への対応、未利用・低利用財産の有効活用、管理コストの増大、限られた財源などの課題があり、単に個々の施設の維持管理や運営の効率化を進めるだけでは解決できない。更新や転用を含めその資産を今後どのように活用していくかが大きな課題となっている。

そこで、これらの課題に対応していくために、次に示す「公共施設配置の基本的な方針」に沿って再構築を進める。

### 「公共施設配置の基本的な方針」

- ① 市民施設を、全市レベル施設・三駅圏レベル施設・コミュニティレベル施設という三層構造に位置づけ、計画的に配置・再配置する手法を継承する。
- ② 行政需要の変化や新たな行政課題への対応は、現在ある施設の活用、転用及び複合化によって行うことを原則とし、施設の総量（総床面積）を抑制していく。
- ③ 維持・修繕の計画的な実施により施設の延命化を図る。
- ④ 老朽化による公共施設（公共性の高い民間の福祉施設等も含む）の建替えは未利用地を順次活用して行い、効率的・効果的に公共施設の更新と用地の有効活用を図る。
- ⑤ 具体的な施設の計画のために、公共施設の老朽度、イニシャル及びランニングをとおしたフルコスト、利用状況などを整理・分析・公開し、市民と市が議論の前提として共有できるようにする。

## 課題D 都市基盤の再構築

第一期基本構想・長期計画以来、本市では道路等の都市基盤全般の整備を計画的・継続的に行ってきた。都市基盤は、常に良好な状態を維持するだけでなく、バリアフリー化や環境への配慮なども考慮して更新する必要があるが、本市の都市基盤は、早期に完成したことから、他の自治体に先駆けて再構築の時期を迎えている。また、本市内に終末処理施設を持たない下水道のように、広域的な観点による整備の推進や負担の検討が必要な施設もある。安全でおいしい水を安定的に供給してきた本市独自の水道事業も、災害時における安定供給に関するリスク等を考慮すると、都営水道との一元化を検討する必要がある。また、新クリーンセンター（仮称）の建設と周辺のまちづくりも本計画の大きな課題である。

一方、本市はこれまで緑のネットワーク計画を掲げるとともに、昭和 48 年には「武蔵野市民緑の憲章」を定め、緑化を軸としたまちづくりを推進してきた。ここで言う「緑」とは、単なる植生や樹木のことではなく、環境対策、開発規制、防災機能（延焼遮断機能等）、安らぎの機能、景観形成機能等を含めた本市の空間形成の基軸となる考え方である。こうした考え方に基づきまちづくりを進めてきた結果、現在本市は緑豊かなまちとして高く評価されている。今後も緑化を軸としたまちづくりを継続していく必要がある。

その際、障害の有無にかかわらず、全ての市民が安全で安心して生活できるように、そして武蔵野市を訪れる人々が快適に街を回遊できるように、あらゆる施設においてユニバーサルデザインやバリアフリー化の視点を取り入れる。また、緑豊かな都市の構築は、単なる植生・樹木のみならず、環境対策、開発規制、延焼遮断防災、安らぎの場、景観形成等の多機能な要素を含めた、空間形成の基軸となってきた概念であることを再認識する必要がある。今後も、省エネルギー化・温室効果ガス排出量削減・生物多様性の保持等の観点にも配慮しながら、緑を軸としたまちづくりを継承していく。

都市基盤施設には多種多様な設置目的があるが、例えば、都市の基幹的施設であるクリーンセンターの設置目的の再確認は、市民がつい怠りがちになったり、意識が薄れがちになったりしてしまう「ごみ出しにおける一人一人の市民の目標」を再認識することにもなる。市民一人ひとりが、各施設の設置意義や必要性を認識することは、将来にわたり安定的に機能を果たすことにもつながることから、施設に関する適切な情報発信も大変重要である。

わが国含めた世界経済の動向、大規模自然災害の発生など、本市も含め地方財政を取り巻く環境が今後 10 年で大きく改善に向かうことは期待できない状況であるが、都市基盤の再構築・維持には、約 800 億円程度（小中学校建て替え等や施設のランニングコストを除く）の大規模な投資が必要になると試算されるなど、今後の財政負担のなかでも相当の部分をお占めることになる。市民ニーズの把握とともに、市民への情報提供を適切に行っていきながら、不可避の課題である都市基盤の再構築を計画的に推進していく。

### 【参考：平成 24 年度から 20 年間ににおける主要な都市基盤整備等にかかる概算コストについて】

平成 24 年を初年度として、平成 43 年度までの今後 20 年間に見込まれる大型投資等について、事業費の試算を行った。なお、水道事業会計分は除く。（平成 23 年 1 月時点）

* 3 駅周辺の都市基盤整備	1 1 0 億円
* 道路整備	2 5 0 億円
* 下水道整備	3 7 0 億円
* 新クリーンセンター	8 0 億円
* 市立小中学校、保育園等の建替え、保全、維持修繕等費用	5 7 0 億円
* 施設のランニングコスト	1 2 0 億円

計 1, 5 0 0 億円



## 第5章 優先事業

以下の事業を本計画期間における優先事業とする。

### 1) 地域リハビリテーションの推進

誰もが安心して住み続けられるために、地域リハビリテーションの理念に基づく事業を推進していく。これは健康・福祉分野だけにとどまるものではなく、子ども・教育をはじめとする他の分野との連携や、各分野内での課題にも対応する、途切れのないサービスネットワークを構築していく。

### 2) 子ども・子育て支援の多層化・ネットワーク化の推進

子どもたちが健やかに育ち、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう支援の多層化とネットワーク化を推進する。

### 3) 広報・広聴機能の強化

多様化する公共サービスの中から市民が必要とするものを選択しやすするなど、市民一人ひとりに必要な情報が届く広報と、市民の意見を市政に反映させるための広聴の、双方について強化を図る。

### 4) 市民施設の再編

市民サービスの提供と地域の活動の拠点となっている市民施設は、老朽化や行政需要の変化等も起こっており、そのため再編する必要があるが、その際、基本課題 C に掲げた公共施設配置の基本的な方針に基づき推進する。

### 5) 上下水道の整備

都市基盤のうちでも、普段目にすることのない上下水道は重要な施設の一つである。早期に完成したことから再整備が必要になっている。特に水道事業は、市の独自事業として実施してきたが、リスク管理の面からも都営水道との一元化に向けた検討なども含めた、上下水道の整備を進める。

### 6) 三駅周辺のまちづくりの推進

吉祥寺地域では、本計画期間内に吉祥寺駅の大改修が行われるため、これに合わせたまちづくりを推進する。

中央地域は、三鷹駅北口周辺地区の整備方針を策定し、駅前にふさわしい土地へ誘導するとともに交通体系のあり方について検討する。

武蔵境地域は、南北一体のまちづくりを着実に進める。